

○新冠町農業新規参入者受入要領

(平成21年2月20日訓令第2号)

改正 平成30年 1月25日訓令第 1号

(趣旨)

第1条 新冠町担い手育成対策支援事業補助金交付規則(平成21年2月20日規則第2号。以下「規則」という。)に定める補助金交付に関する事務の取り扱いは、別に定めがある場合を除き、この要領に定めるところにより行うものとする。

(受入要件)

第2条 規則に定める補助金を受けようとする新規就農者は、次の各号に定める要件を満たす者とする。

- (1) 45歳未満の心身共に健康で、新冠町に定住し自立経営を営む能力を有する者。  
(ただし、年齢は就農計画、町受付月日の時点とする。)
- (2) 新冠町内に就農し、新たに自立経営を営むこと。
- (3) 十分な自己資金があること。(自己資金300万円以上)
- (4) 就農まで研修カリキュラムに従い2年間程度の実践研修を受けること。
- (5) 就農後は新冠町農業協同組合の組合員となり、生産資材の購入、生産物の販売は新冠町農業協同組合を利用すること。

2 軽種馬生産業における新規就農者は、前項のほか、次の各号に定める要件を満たす者とする。

- (1) 生産活動を伴うこととし、競走馬の育成のみの業態でないこと。
- (2) 経営開始時において、生産活動に必要な繁殖牝馬の自己所有割合が概ね1/2以上であること。

(意見聴取)

第3条 町長は、新規就農者として補助金交付を認めようとするときは、新冠町地域担い手育成総合支援協議会の意見を聴くものとする。

(実践研修)

第4条 実践研修は、新規就農者の農業経験に関わらず、これまで従事した経営体とは別の新冠町内にて営農する農家での研修とする。なお、町が委嘱する農業支援員としての研修もこれに含めるものとする。

(委任)

第5条 この要領に定めるもののほか、必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この訓令は、平成21年 2月20日から施行する。

附 則

この訓令は、平成30年 1月25日から施行する。

新冠町農業新規参入申込書

平成 年 月 日

氏名	ふりがな					(家族全員の写真) サービス版たて
生年月日	年 月 日 歳					
男・女	本籍 都道府県					
職業						
住所	〒					
Tel			FAX			
研修希望作物						
自己資金額	万円					
農業経験						
昭・平	年	月	最終学歴及び職歴			
家族構成	氏名	年齢	続柄	職業	就農に対する意見	
【その他特記事項】						

※このデータは目的外には使用いたしません

※写真及び家族構成は、就農時に来町する家族のみ対象

